

国文学研究資料館ニュース

No.10
Winter
2008

『絵本時世粧』

目次

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ■立川に移転しました……………2 | お別れ展示と講演会 |
| 新施設のご案内 | 第31回国際日本文学研究集会 |
| 資料利用サービスの再開について | 国際シンポジウム |
| 立川移転記念特別展のご案内 | 平成19年度日本古典籍講習会 |
| ■お知らせ……………3 | ■海外往来……………7 |
| 国立大学法人等職員採用試験 | 海外の日本文学研究者との懇談会 |
| ■寄贈・寄託図書等の紹介……………4 | 海外からの来訪者 |
| 久松潜一旧蔵書の寄贈について | ■大学院教育……………8 |
| ■トピックス……………4 | 論文博士について |
| 平成19年度連続講演 | 平成20年度特別共同利用研究員募集 |
| 平成19年度アーカイブズ・カレッジ | ■付録 研究余滴(高橋 実) |



立川に移転しました

●新施設のご案内●

2月末に品川区から引っ越してまいりました。現在、4月のオープンに向けて急ピッチで準備を進めております。

新施設では、広々としたスペースを活用して図書、雑誌、紙焼写真本など閲覧資料を大幅に増やし、ゆったりと資料を閲覧することができます。



▲高松駅より撮影

～所在地～
〒190-0014 立川市緑町10-3
TEL 050(5533)2900

●資料利用サービスの再開について●

移転準備のため、長い間、資料利用サービスを停止し、皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。4月よりサービス業務を再開いたします。

利 用 案 内			
利用時間	閲覧	9:00～18:00 (史料・貴重書の閲覧は9:30～17:30)	
	出納	9:30～12:00、13:00～17:00	
	複写	9:30～16:00 (受付時間)	
休館日	土曜日、日曜日、祝日、振替休日、年末年始、毎月末日 (土・日の場合は直前の金曜日) 保存環境整備期間 (4月末～5月上旬) 蔵書点検期間 (3月25日～3月31日) (平成20年7月から、土曜日を開館、第2・第4水曜日を休館します。)		
閲覧場所	1階閲覧室 (国文学関係資料)	1階閲覧室 (古文書関係史料)	
サービス内容	閲覧	マイクロ資料、和古書 (写本・版本)、活字本・影印本、逐次刊行物	史料、受託史料、マイクロ史料及び全国の地方史誌、逐次刊行物
	複写	電子複写 (リーダープリンターによる複写も含む) 紙焼写真・ポジフィルム	電子複写のみ
	貸出	一夜貸しサービス (紙焼写真本の一部)	
	展示貸出	図書館・文書館・博物館等への貸出	
	撮影	一般撮影 (個人の調査) 特別撮影 (出版物等への掲載、放映、ビデオ収録、大量撮影等)	
	参考調査	所蔵調査・参考質問の受付、回答	
	相互協力	図書館間の相互協力体制による文献複写、資料貸出	
問い合わせ先	管理部学術情報課 情報サービス係	電話 利用について……………050-5533-2926 史料・掲載……………050-5533-2930 ILL (図書館協力) ……050-5533-2927 fax 042-526-8606 E-mail : etsuran@niji.ac.jp	

●立川移転記念特別展のご案内●

立川移転記念特別展 よみがえる時－春日懐紙を中心に－

当館の立川市移転に伴い、「古典を未来に継承する国文研」の紹介を兼ねて、館蔵の貴重書を展示するものです。学術的にも価値の高い名品の数々について、最新の研究成果を盛り込みつつ、限られた愛好家や研究者向けになりがちであった従来の展示を、地域住民にも広く開かれたものとして、一般市民に親しみやすい作品を展示するものです。

当館には様々な活動で収集した、和歌、歌謡、物語、軍記などの貴重書約120点を所蔵しています。今回の展示では、立川市における国文学研究資料館の新たな出発を記念して、館蔵の貴重書を通じて日本人の「こころ」と「ことば」の世界をよみがえらせ、併せて一般の方々にもそれらを親しみやすくご紹介します。古筆の名品として茶道でも珍重される『春日懐紙』（全25枚）を中心に、日本史の教科書にも掲載されていることで有名な『捕鯨図巻』を始め、歴史資料なども含め、従来の研究成果も盛り込んだ企画展です。

- 期 間：平成20年5月26日(月)～6月20日(金)
(6月9日(月) 展示替えのため休室)
- 会 場：国文学研究資料館（立川市緑町）1F展示室
- 休館日：土曜・日曜



お知らせ

国立大学法人等職員採用試験

国立大学法人等職員採用試験が、下記の日程で行われます。

受験資格：昭和54年4月2日以降に生まれた者

◎受験申し込み期間 平成20年4月1日(火)～4月10日(木)まで

◎第一次試験日 平成20年5月18日(日)

◎第一次試験合格発表 平成20年6月30日(月)

◎第二次試験は、各国立大学法人等が、面接考査等を行います。

申し込みや受験は、採用を希望する大学等の所在する地域（全国7つのブロックに分かれています。）で行う必要があります。

試験案内の入手方法や詳しい情報は、各地区（関東甲信越地区の機関で採用を希望する場合は、下記の関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験事務室。北海道、東北、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の各地区に所在する機関を希望する場合は、それぞれの地区の採用試験事務室。）の採用試験事務室のHPをご覧ください。各国立大学法人、高等専門学校等の人事担当へお尋ねください。

関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験事務室

<http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/ssj/>

電話：03-5841-2769～2770

表紙絵解説『絵本時世粧（えほんいまようすがた）』（請求記号99-113）

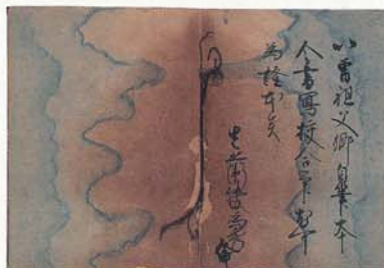
江戸風俗絵本。半紙本2冊。歌川豊国画。式亭三馬序。享和2年（1802）正月、江戸和泉屋市兵衛刊。絵、文章とも豊国作とするが、三馬が添削したとみられている。武家、町家、花街の女性風俗を巧みに描き、特に寛政頃の女性の生活ぶりを知る上で貴重な資料である。

寄贈・寄託図書等の紹介

●久松潜一旧蔵書の寄贈について

長年、寄託資料として利用させていただいた久松潜一旧蔵書が、昨年末、御遺族の厚意により寄贈されました。今後は特別コレクションとして利用に供します。

久松潜一旧蔵書は、藤原定家の『詠歌大概』（冷泉為秀筆）、『毎月抄』、近代秀歌（伝正徹筆）、藤原為顕の『竹園抄』（伝二条為貫筆）など歌論書を中心とした129点のコレクションで、研究者に広く利用され、平成17年度の人間文化研究機構連携展示「うたのちから 古今集・新古今集の世界」にも出品されました。



▲藤原定家『詠歌大概』（冷泉為秀筆）

▼ 図録「うたのちから」



当館にて好評発売中

トピックス

●平成19年度連続講演

当館では、平成12年度から、全5回の連続講演を開催しております。

今年度は、「近松門左衛門の世界」と題して、明治大学文学部名誉教授の原道生先生に講師をお願いしました。毎年聴講の申し込みが多く、今回も毎回130名近くの熱心な参加者がありました。

講演は平成19年10月から11月にかけて、①浄瑠璃作者近松の誕生、②歌舞伎作者としての活躍、③世話浄瑠璃の創始、④多彩な時代物の展開、⑤晩年期諸作の円熟と題して行われ、近松の作者としての生涯を、その作品の深化を味わうことでお話し下さいました。特に「やつし」的人物造型について、最新の

学問成果を折り込み、時にビデオ鑑賞も交えて分かりやすく語られ、会場は毎回熱気にあふれていました。



▼▲講演会場の様子



●平成19年度アーカイブズ・カレッジ

当館では、多様な史資料を取扱う専門的人材を養成するため、昭和27年以来、近世史料取扱講習会を開催してまいりました。昭和63年から「史料管理学研修会」を開設し、記録史料の収集・整理・保存・利用等に関する最新の専門的知識・技能の普及に努めてきました。平成14年度からは、「アーカイブズ・カレッジ」と改称し、さらに改善を図りました。

現在、長期コース・短期コースをそれぞれ年1回開催しております。平成19年度は、長期コースを前期7月2日(月)から4週間、後期8月27日(月)から4週間の日程で当館大会議室で開催、36名が受講しました。短期コースは、11月5日(月)～10日(土)に山口県教育会館・山口県文書館(山口市)で開催、24名が受講しました。

平成20年度は、長期コースを当館(立川市)、短期コースを滋賀大学経済学部(彦根市)で開催の予定です。



▶ (短期) 講義風景



◀ (長期) 実習風景

●お別れ展示と講演会

当館では平成20年2月の立川移転を前に、10月22日(月)から11月22日(木)まで、品川区での最後の展示会「お別れ展示」を開催しました。これは貴重書等、近年当館の所蔵となった新収資料40点と資料館35年間(文部省史料館時代を含めると56年間)の歴史を出版物とポスターによって辿ったものです。開催期間中、「東京新聞」東京版(10月23日付)で大きく取り上げられたこともあり、新聞掲載後は連日、多くの入場者がありました。



▲展示会場の様子

「略三十六歌仙」▶
～展示(新収資料)より～



講演会の様子▶▶



展示最終日の11月22日(木)には、当館大会議室で「お別れ講演会」を開催いたしました。最後の講演会にふさわしい地元品川に関するテーマとし、鈴木淳副館長による「江戸における戸越」、柘植信行品川区立品川歴史館副館長による「港と宿の風景—歴史から見た品川—」の2つの講演が行われました。これには品川区民を中心に210名が集り、これまで開催された講演会の中で一番のにぎわいとなりました。当日の様子は、移転期間中の2月16日(再放送17日)に「ケーブルテレビ品川」で放送されました。

●第31回国際日本文学研究集会

国際日本文学研究集会は、日本文学研究の国際的な発展を目的とし、昭和52年から毎年11月に開催されております。第31回国際日本文学研究集会は、11月15日(木)、16日(金)の2日間、当館大会議室で開催されました。

今回のテーマは、「手紙と日記—対話する私/私との対話—」で、12名の研究発表、5名ポスターセッション発表とERKIN H. Can アンカラ大学准教授、小島孝之成城大学教授による公開講演、合計19名もの発表・講演が行われるという、充実したプログラム

でした。

参加者は123名で、そのうち海外及び国内在住の外国人研究者は15ヶ国38名でした。活気あふれる研究発表と、活発な質疑応答は、出席者に多くの刺激を与えることができたと思います。

平成20年度の第32回国際日本文学研究集会は、10月11日(土)、12日(日)に「物語の過去と未来」のテーマにより、当館(立川)で開催する予定です。



▲会場風景

▼公開講演より



▲エルキン氏



▲小島孝之氏

●国際シンポジウム

国文学研究資料館アーカイブズ研究系では、「東アジアを中心としたアーカイブズ資源研究」プロジェクトを行っています。その活動の一環として、平成19年12月14、15日の2日間にわたり、立教大学において「近世アーカイブズの多国間比較」と題する国際シンポジウムを行いました。参加者は、14日が約80名、15日が約100名でした。

セッション1「近世アーカイブズをめぐる統治と社会」では、オゼル・エルゲンチ氏（トルコ・ビルケント大学）、ヒュルヤ・タシュ（アンカラ大学）、臼井佐知子（東京外国語大学）、オリヴィエ・ポンセ（フランス国立古文書学校）、高橋実（国文研）が報告し、文書の作成と管理から見た統治と社会の関係を多角的に比較しました。セッション2「実践される近世アーカイブズ」では、文書実践を前提（リテラシー）・中核（情報継承）・結果（編集）の三領域に分け、ヴァネッサ・ハーディング（ロンドン大学）、大友一雄（国文研）、金炫栄（韓国国史編纂委員会）、王振忠（上海・復旦大学）が報告しました。

歴史アーカイブズについてのこのようなグローバルな比較の試みは日本ではもちろん初めてのことであり、世界的にも類例はありません。また、日本あるいは東アジアと西欧といった二項対立的比較を超えた多元的比較が多く、知的刺激をもたらすことが本シンポジウムで確認されました。



▲会場の様子

●平成19年度日本古典籍講習会



▲講義の様子



▲実習の様子

日本古典籍講習会は、日本古典籍の整理・目録化を促進し、広く活用されるよう環境の整備を図るため、書誌学の専門知識や整理方法の技術修得を目的として、各所蔵機関の図書館員等を対象に、平成15年度から開始したもので、今回で5回目です。

今年度は、平成20年1月16日（水）から18日（金）、国立国会図書館で開催、大学図書館22名、公共図書館10名、計32名が受講しました。

内容は、昨年と同様、日本古典籍の基礎知識、和古書目録の作成、データベース化の方法、近世の出版と流通、くずし字の読み方、蔵書印の見方・読み方などの講義、当館及び国立国会図書館の和古書目録規則の説明、古典籍資料の保存・管理法、貴重書紹介、書庫の見学などでした。会場は、昨年度と今年度は、当館のアスベスト工事と移転準備のため、国立国会図書館での開催となりました。立川移転後は当館と国立国会図書館で開催する予定です。

終了後のアンケートでは、「目録のとり方・電子化・出版史・蔵書印等、バラエティに富んだ内容でとても勉強になりました。」「全般に実習や実践的な内容が多く、非常に参考になりました。」などの意見があり、たいへん好評でした。

海外往来

●海外の日本文学研究者との懇談会

当館では、昨年度から海外の日本文学研究者を招き、その国における日本文学の研究状況等を伺いながら、意見や情報を交換し、研究者相互の継続した国際交流・研究交流を展開することを目的とした懇談会を開催しています。

第10回目は、平成19年11月13日(水)、王益鳴氏をお招きしました。王氏は、日本学術振興会外国人特別研究員・華南師範大学中文系副教授です。現在、高野山大学密教文化研究所受託研究員及び早稲田大学に訪問学者として在籍されています。同氏は日本真言宗の開祖である空海(774-835)の研究をご専門としておられ、著書には2005年に出版された『空海学術体系的範疇研究』(広東人民出版社)があります。今回は、主な研究テーマである「空海思想と表現方法」を中心に、これまでの経緯を交えながらお話を伺いました。



▲王益鳴氏

先生が初めて空海の研究に取り組み始めたのは、『文心雕龍』(劉勰著)と『文鏡秘府論』(空海著)の対比について考察した修士論文が最初だそうです。博士論文では、空海の学術的範疇研究をテーマとしてさらに論考を進められておられるとのこと。懇談会では出席者との間で活発な議論が交わされ、空海が唐から持ち帰った膨大な書物と、その目録に未記載の資料についてや、空海自身の出自についての諸説、弘法大師全集と伝教大師全集のテキスト精度の違いなど、大変示唆に富んだ内容でした。



●海外からの来訪者



▲フランスCNRS、ENS-LHSとの懇談の様子

フランスCNRS及びENS-LHS来訪

昨年11月に、フランスCNRS(国立科学研究センター)及びENS-LSHから、Alain Peyraube 主任研究員・Olivier Faron 教授の2名が機構本部を通して、当館に来訪されました。

今回の訪問は、人間文化研究機構の招きにより来日したもので、人間文化研究機構全5機関訪問のうちの一つとして当館を来訪したものです。館長室で挨拶後、当館の概要説明や原本等資料閲覧及びデータベース検索デモンストレーションなどを行い、その後当館の研究者との質疑応答など、なごやかに行われ、親睦を深めました。

オランダIIAS来訪

昨年12月にオランダ国 International Institute for Asian Studies (IIAS) から、Max Sparreboom 所長、Manon Osseweijer 研究調整官の2名が機構本部を通して、当館に来訪されました。

前者同様、人間文化研究機構の招きにより来日したものです。館長室で挨拶後、当館の概要説明を行い、移転前で資料が一部梱包された中、原本等資料の閲覧を行い、その後当館の研究者との質疑応答など、なごやかに行われ、親睦を深めました。



▲オランダIIAS関係者と
旧国文学研究資料館(品川区)正面玄関にて

大学院教育

●論文博士について

日本文学研究専攻では、課程博士の学位取得者が出たことに伴って、平成19年度より論文博士の申請受入を始めました。

このたび、当館文学資源研究系助教の久保木秀夫氏が申請され、専攻内の審査を経て、2月22日の文化科学研究科教授会で審議、承認されました。久保木氏の論文「中古中世散逸歌集研究」は、文献に記録として残された資料と、古筆切などとして断片的に現存する資料とを、実証的に、また卓抜な推論によって結び付け、失われたと考えられていた作品を蘇らせる作業の積み重ねの上に立って、文学史、和歌史における従来の位置付けを一新したものです。

久保木氏には、3月19日、葉山の総合研究大学院大学本部において、博士（文学）の



▲文化科学研究科教授会の様子

学位が授与されます。

論文博士の申請は、随時受け付けています。申請を希望される方は、館内の専攻担当教員にご相談ください。その教員が窓口となることを承諾し、さらに2名の教員が推薦した場合、専攻での議決を経て申請が認められることとなります。なお、既刊又は刊行準備中の著作については、総研大の規定により対象外となりますので、ご留意をお願いいたします。

～立川移転～

基盤機関である国文学研究資料館の立川移転に伴い、当専攻も立川市の新施設に移りました。品川区時代に比べるとスペースも2倍以上の新しい環境で、若手研究者の養成に、より一層励みたいと思っています。

平成20年度特別共同利用研究員募集

当館では下記のとおり、平成20年度特別共同利用研究員を募集しております。
記

- 受 入 人 数 : 10人程度
- 受 入 対 象 : 大学院の博士課程又は修士課程に在籍し、日本文学、歴史学及びこれらに関連する分野を専攻する者
- 受 入 期 間 : 平成20年4月～平成21年3月の原則1年間
- 書類提出期限 : 平成20年4月18日（金）（必着）
- 提 出 書 類 : 入手先当館ホームページ
(<http://www.nijl.ac.jp/~kyodo/koubo/tokubetu.htm>)

【関係書類提出先及び問い合わせ先】

〒190-0014 東京都立川市緑町10-3
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
国文学研究資料館 管理部総務課研究支援室教育支援係 宛
TEL : 050-5533-2915, 2916
E-mail : edu-ml@nijl.ac.jp

国文学研究資料館ニュース No.10

発行日 平成20年2月29日
編 集 国文学研究資料館広報委員会
発 行 人間文化研究機構 国文学研究資料館
National Institute of Japanese Literature
〒190-0014 東京都立川市緑町10-3
Tel:050-5533-2900 (代表) <http://www.nijl.ac.jp>
印刷所 有限会社 スミダ



©人間文化研究機構 禁無断転載

当館では、古典籍及び図書の寄贈を受け付けております。御刊行・御所蔵の資料を広く研究に活用させていただくために、皆様のご協力をお願いいたします。

※本ニュースは本号をもって終刊となります。新年度から、新しい広報誌を発行する予定です。

近世社会の仕組みと文書管理

高橋 実（アーカイブズ研究系教授）

近世社会の仕組みと文書

—民間社会の厚みの中で

中世から近世への移行の過程で構築された幕藩制国家は、戦国期に成立する自律的・自立的な社会集団である村や町を基礎とした国家体制であり（勝俣鎮夫『戦国法成立史論』東京大学出版会、1979年）、制約された条件の下であったが「公共性」「公平性」を基調とする支配を展開する国家であった。

また、2世紀半あまり続いた幕藩制国家の支配の強さは、訴訟を厳禁し、百姓を力で圧倒したところにあったのではない。訴願を受け入れ、献策に対応する「柔軟性のある支配」に持続の秘密があった。これまで、村が百姓の共同体として自律的要素の色濃い独自の運営方式をもっており（水本邦彦『近世の村社会と国家』東京大学出版会、1987年）、村や村をこえた地域社会の共同管理の実際、組合村など村連合の役割、あるいは重層的かつ広域的結合の機能などが明らかにされている（藪田貫『国訴と百姓一揆研究』校倉書房、1992年、谷山正道『近世民衆運動の展開』高科書店、1994年など）。さらに近年では、近世民衆の積極的政治参加が明らかにされている（水本邦彦『近世郷村自治と行政』東京大学出版会、1993年）。それによって18世紀以降、輿論が幕藩領主を拘束し、幕藩領主もまた輿論を抜きにして政治を行うことが難しくなったことが明らかにされている（平川新『紛争と世論—近世民衆の政治参加—』東京大学出版会、1996年）。実際、輿論の動向が一定程度施策に反映し、百姓が献策などを行って政策決定に参画することも少なくなかった。

このような民間社会の厚みが、幕藩支配システムの水準や支配姿勢に影響を与え、かつ民間社会もその反作用を受けるという相互連関によって近世社会が推移してきている（深谷克己『江戸時代』岩波書店、2000年）。

ところで重層的に存在し機能する自律団体による地域管理体制の発展は、日本近世社会の特徴であると指摘されているが、そうであれば当然、その地域管理体制の発展は文書の作成・移動・管理などのあり方に大きな影響を与えずにおかない（久留島浩「百姓と村の変質」『岩波講座日本通史 近世5』第15巻、岩波書店、1995年）。一般的にみても社会経済の拡大は、大きな幕藩政を生み出す。幕藩が「調停者」としてさまざまな社会問題に関与することが増大してきたからである。それは幕藩庁内で作成し授受する文書記録量を増加させるものであった（大藤修「近世の社会・組織体と記録—近世文書の特徴とその歴史的背景」国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上、柏書房、2003年）。

このような変化は、とうぜん諸藩の支配のあり方を変化させることとなった。それは、重臣による行政請負から組織による官僚担当制へ、支配の継続性・公平性を保証する運営態勢への変化であった。このような新しい支配システムと支配基調は、文書管理方法の転換を必要不可欠とした。

徳川幕府は、18世紀前半の享保改革において勘定所機構の改編を契機に文書管理システムを整備したが、それは法と官僚による目的合理性の貫徹した支配システムを基礎づけるために必要不可欠なものであったからである（大石学「官僚システムの整備—法・官僚・

公文書」大石学編『享保改革と社会変容』吉川弘文館、2003年）。

18世紀後半に行われた福岡藩の記録仕法改革は、幕府の場合と同じく法令による一元的支配を領内に浸透させていくための基盤整備であった。具体的な記録管理は、藩庁各部局での部分け仕法の実施である。それは増大する記録を如何にして検索・参照可能な状態にするかということから編み出された仕法であった。いうまでもなく、法令・組織にもとづく一元的・系統的支配を実現していくためには、法令・機構の整備と同時に先例が常時、検索・参照できなければならないが、そのような政治課題を実現するために文書管理・記録整備システムの改革が行われたのである（江藤彰彦「福岡藩における記録仕法の改革—法の蓄積と法令による支配—」西南地域史研究会編『西南地域の史的展開・近世編』思文閣出版、1988年）。

徳川幕府も福岡藩も、社会的変容、つまり民間社会の厚みが増してきたことに対応して法と官僚機構を整備し、これを基礎づける公文書作成・管理システムを整えることを重要な政治課題としたのである。

これら多分野での組織整備・官僚化の進展は、ますます文書主義を浸透させていくことになる。村・組合・地域・領主役所間での文書を媒介とする相互関係の拡大は、これまた村・組合・地域・領主役所が作成し、授受する文書量の増大と、管理・保存・参照するシステムの構築を生み出さずにはおかない。

以上のような民間社会の変容と支配姿勢の転換の相互進展は、支配の「恣意性」「個別性」を排除し、支配の「公平性」、「安定性」、「継続性」を要請するようになる。ここにも支配の質を担保するために文書の管理・保存と参照態勢を整える必要が拡大し、文書記録の管理・保存および利用は社会共通の課題となっていたのである。

熊本藩領域社会における「行政」と文書管理

法と官僚による継続的、かつ一元的な支配を実現し、「公正」・「公平」な支配を効率的に行うことは時代の要請であり、それには先例参照と文書記録の共有化を図ることが必要不可欠の条件であった。そこで、比較的研究が進んでいる熊本藩の具体的事例をもとに文書の管理と保存の問題を検討したい（稲葉継陽「日本中世・近世史研究における『地域社会論』の射程」『七隈史学』第8号、2007年）。

熊本藩領の村々は、18世紀後半から地域政策決定過程に参画し、文書を媒介にして藩と意思を相互に交換し、政策実施に参加している。地域社会側は、藩庁郡方に様々の訴願や企画した事業の要望、あるいは立案した問題処理方法を事前に配布された所定の用紙に記述して提出した。この申請文書を手永（地域行政の基礎単位）一郡代を經由して受理した藩庁郡方は、申請書をそのまま起案書に添付して郡方官房の稟議に付し、回答原案を作成して部局長である郡方奉行の決裁を仰ぐのである。郡方奉行は、検討した決裁を郡代に下付し、郡代はこれを手永に通達するが、これを手永が請け合えば、それが藩の地方政策として実行に移されることとなる。熊本藩地方支配においては手永に基礎においた稟議制が18世紀後半に成立し、19世紀初頭からは熊本藩の地方政策実施の基軸となっていた。

さらに18世紀半ばに導入された惣庄屋・村庄屋の職務業績評価制度は、村役人の官僚化の趨勢を明示するものである。惣庄屋・郡代からの申請をもとに藩庁の「選挙方」が職務業績評価を行い、それをもとに褒賞・転勤・免職が決められた。結果的に惣庄屋・村庄屋の転勤がくりかえされることになる（吉村豊雄『藩制下の村と在町』一の宮町、2001年）。この評価制度は、惣庄屋以下の村役人人事に手永内の百姓層の意向が一定程度反映するシ

システムであった。したがってこれらのシステムによって惣庄屋は手永の地域利益を実現する地域代表的性格を有する方向に向かうこととなった。

こうして、百姓出身の地方行政官でありかつ地域代表的性格を有する惣庄屋を基軸に会所スタッフによって運営される手永が、地域社会の諸利害を調整して共通利益を実現するための公共事業を立案し、手続きを踏んで藩庁に申請し、それが藩庁内の稟議制を通じて熊本藩の地方政策となって実施される行政システムが確立していた。しかも、手永側で納得できない場合には幾度となく文書をやりとりし、修正が繰り返されて最終決定されていたのである。

このように藩領域社会から訴願や提案を受け入れ、実施する熊本藩の政治姿勢が、民政部局への上申文書を急増させることになった。19世紀に入った熊本藩では、定型の用紙に記述された上申原文書を部局起案文書に添付し稟議に付し、かつ決裁を経ると後の参照に備えてそのまま保存する原文書綴り込み方式が確立していたのである。

地域と藩庁、地域と地域で文書を媒介とする文書主義行政システムの展開は、これまた必然的に地域および藩庁が作成し、授受し、管理・保存する文書量を増大させる。そこに地域では文書の管理と引き継ぎ方法を構築し、熊本藩では文書管理を専管するセクションを設置し、文書管理をシステム化していく理由がある。事実、熊本藩の業務量が多い部局では、近世後期から文書記録のライフサイクルという考え方を生み出し、文書管理を専管する「諸帳方」を設置した。諸帳方は、各部局から文書記録を引き継いで「御蔵」・「坤櫓」を書庫とした長期・永年保存システムを管理運営していったのである（高橋実「熊本藩の文書記録管理システムとその特質」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第2号・

3号、2006年・2007年）。

このような動向は、ひとり熊本藩領、熊本藩にかぎったものでなく、多少の相違はあったとしても時代の趨勢として近世の各地域社会・各藩において形成されていた文書管理保存態勢ではあるまいか。それが、日本社会の近代化と近代国家を創出する基盤のひとつになったと考えられる。

近代への継続と断絶

近世社会全体として、必要な文書は作成し、管理・保存し、公開すべきだという共通認識のもとで、それぞれの組織のあり方、社会的位置に応じて文書管理が行われており、その形態は多様である。「文書による支配」と「文書による保証」を実現するために文書を保存するという共通部分を基盤に、その上にさまざまな形態が並立していたというのが、近世社会の文書管理の実際である。

村社会では、草分け百姓など特定「家の文書」から「村の文書」、さらに「村中の文書」へというように、村の「公共性」論理に基づく村文書共有化の方向に全体として進んでいった。それらの共有文書は、村人の要請に対して原則公開であった。これらのことが、近世地域社会における文書の管理・保存のシステム化と公開性を高めていたのである（高橋実「近世における文書の管理と保存」安藤正人青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、1996年）。

これが大きく転換していくのが、明治初年の諸改革を経た1880年代以降の地方行政制度の改編である。地方行政の広域化と制度改編によって、文書管理は一言で言えば「村中の文書」から「役場の文書」へと変化していった。それを典型的に示すのが、明治17（1884）年の玉造村戸長役場（茨城県行方市）での文書公開騒動である（茨城県行方市玉造・大場家文書ア624）。事件は、「村民が戸長に対

して会議の書類を見せてほしいと申し入れたところ戸長が見せなかったために、人民が見たいというのに見せないということはない」と憤り、「放火する」などという威嚇の発言が生まれた騒動である。明治17年から官選の連合戸長制が始まるが、この事件はその数ヶ月後のものであり、近世以来の「村中の文書」が「役場の文書」へと変化し、文書「公開」を否定し、非公開となっていく様子を見ることができる。官選戸長役場が、連合村の役場である以上に、国や県の官僚組織と結合した役場であり、上級組織から「分任」された委任事務執行機関と化し、それにともない地域「公」文書が「官」文書化していったの

である。こうして「官」文書は、官僚の公務の他に見ることができないシステムとなっていくのである。

○本稿は、国際シンポジウム「近世アーカイブズの多国間比較」（2007年12月、於：立教大学）において報告した原稿の一部に多少手を入れたものである。



熊本藩の文書記録（永青文庫・熊本大学附属図書館）